

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び豊後大野市契約規則（平成17年豊後大野市規則第55号）第22条の規定に基づき公告する。

令和8年8月31日

豊後大野市長 川 野 文 敏

- 一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか豊後大野市電子入札運用基準による。
- 二 本案件は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式によるものである。

第1 競争に付する事項

1	工 事 名	令和8年度 市原住宅4期建替（機械設備）工事
2	工 事 場 所	豊後大野市三重町市場
3	工 期	令和9年12月24日
4	工 事 概 要	鉄筋コンクリート造 3階建て 延床面積997.32㎡ 上記建物の新築に伴う機械設備工事 1式
5	予 定 価 格	58,659,700円 (※予定価格×100/110＝53,327,000円)
6	低 入 札 価 格 調 査 基 準 価 格 (失 格 基 準 あり)	設定有
7	総 合 評 価 に 係 る 加 算 点 の 最 高 点	10点
8	施 工 体 制 評 価 点	15点

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次の1から3のすべての競争参加資格を満たしている者に限り入札参加を認める。

1 企業

次の表において、(1)から(5)のすべての要件を満たしていること。

区 分		要 件	備 考
(1)	業 種	管工事	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格および資格審査の申請の時期等に関する告示(昭和39年大分県告示第481号)による資格認定(格付)を受けている者で、豊後大野市が発注する工事請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等(平成21年豊後大野市告示第54号)により、豊後大野市に競争入札参加資格審査申請書を提出し登録されている者であること。
(2)	等 級	A等級に格付けされていること。	
(3)	許 可 区 分	特定又は一般建設業の許可を有すること。	建設業法第3条第1項第1号又は第2号
(4)	年間平均完成工事高	下記3の(3)のとおり	—
(5)	総 合 評 定 値 (P 点)	下記3の(4)のとおり	—

2 配置予定技術者

次の表において、(1)から(2)のすべての要件を満たす主任(監理)技術者を専任で配置できること。

(1)	国 家 資 格 等	上記1の(1)の業種に係る建設業法第7条第2号又は建設業法第15条第2号の資格を有すること。
(2)	雇 用 関 係 等	競争参加資格証明資料提出日以前3か月以上前に雇用された者であること。

ただし、配置予定者の兼務等は「別添 配置予定技術者の兼務等」を参照すること。

3 本店所在地等

次の表において、(1)、(2)の本店及び支店等所在地に対応して、(3)から(4)の要件を満たしていること。

(1)	本 店 所 在 地	豊後大野市	大分県内	大分県外
(2)	支 店 等 所 在 地	—	—	大分県内
(3)	年間平均完成工事高	—	100,000千円以上	
(4)	総 合 評 定 値 (P 点)	—	900点以上	1,500点以上

※ (1)本 店＝建設業法に基づく主たる営業所 (2)支店等＝豊後大野市との契約について委任を受けた営業所
(3)、(4) 年間平均完成工事高及び総合評定値(P点)について 管工事 に係るものとし、審査基準日を令和6年10月1日から令和7年9月30日の間とする総合評定値通知書によるものとする。
(合併等により豊後大野市が入札参加資格の承継又は再認定を認めた場合はこの限りでない。)

第3 入札手続等

1	担当部局	豊後大野市 財政課 契約検査室（豊後大野市役所 4 階）	
		住所： 879-7198 豊後大野市三重町市場1200番地	
		電話： 0974-22-1001（内線2432）	
2 設計図書の閲覧			
(1)	閲覧期間	自 令和8年9月1日（火） 9時00分	
		至 令和8年9月24日（木） 17時00分	
(2)	閲覧場所	大分県共同利用型電子入札システム (https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp) による。	
3 公告等に対する質問			
(1)	受付期間	自 令和8年9月1日（火） 9時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
		至 令和8年9月11日（金） 17時00分	
(2)	提出先	豊後大野市 財政課 契約検査室（豊後大野市役所 4 階）	
(3)	方法等	公告等に質問がある場合は、(1)の期間内に(2)の部署へ電送、持参、又は郵送(書留郵便に限る)のいずれかの方法で提出するものとする。（任意様式） ただし、電送で提出する場合は、提出前に電話連絡を行うこと。	
4 上記3の質問に対する回答(質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答する。)			
(1)	質問者への回答	質問者の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く)	
(2)	閲覧期間	自 (1)の回答をした日	
		至 令和8年9月18日（金） 17時00分	
(3)	閲覧場所	大分県共同利用型電子入札システム (https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp) による。	
5 技術資料及び競争参加資格証明資料(以下「技術資料等」という。)の提出 入札に参加する者は、下記のとおり技術資料等を提出すること。なお、作成方法は第6による。			
(1)	提出期間	自 令和8年9月1日（火） 9時00分	
		至 令和8年9月16日（水） 17時00分	
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。 なお、電子入札システム以外の方法(媒体提出届を提出したものに限る)による場合は封書にし、豊後大野市 財政課 契約検査室へ厳封のうえ、提出すること。 (提出期間は、(1)に同じ。※開庁日の開庁時間に限る。)	
6 入札書の提出			
(1)	提出期間	自 令和8年9月17日（木） 9時00分	
		至 令和8年9月24日（木） 17時00分	
(2)	提出方法等	電子入札システムによる なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、 令和8年9月24日（木） 17時00分 までに、 豊後大野市 財政課 契約検査室へ厳封のうえ、提出すること。 入札回数は、原則として1回とする。	
7 入札金額内訳書の提出(入札書に添付すること)			
(1)	提出期間	自 令和8年9月17日（木） 9時00分	
		至 令和8年9月24日（木） 17時00分	
(2)	提出方法等	電子入札システムによる なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、 令和8年9月24日（木） 17時00分 までに、 豊後大野市 財政課 契約検査室へ厳封のうえ、提出すること。	
8 開札			
(1)	予定日時	自 令和8年9月28日（月） 13時40分	
(2)	場所	豊後大野市役所入札室（豊後大野市役所 4 階）	
(3)	立会	開札の立会は、豊後大野市電子入札立会要領による。	

第4 入札金額内訳書の作成等

1	入札書の提出時に併せて、入札金額内訳書を提出すること。(提出方法は、第3の7による。)
2	作成方法、審査基準等は、入札金額内訳書取扱要領によること。
3	提出するファイルはPDF形式で保存されたものに限る。

第5 最低制限価格又は低入札調査基準価格

本案件は、下記表のうち、○印を付した制度を適用する。

区 分		適用	備 考
1	最低制限価格	—	
2	低入札価格調査基準価格 (失格基準あり)	○	本件入札において、最高評価値者の入札額が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、落札者の決定に当たり、豊後大野市低入札価格調査実施規程に基づき、低入札価格調査を実施する。(失格基準により失格となる場合は、次順位者とする。)なお、低入札価格調査に先立ち、別添「低入札価格調査制度について」に留意し、別紙「低入札価格調査:提出書類様式1～5」により作成のうえ、提出すること。 ※提出期限は、低入札価格調査対象者決定後、契約担当者からなされる「低入札価格調査の実施について」の通知から3日以内とする。 ただし、期限内に資料提出がなされない場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」に該当すると判断する。

第6 技術資料等の作成等

競争参加資格を有することを証明するため及び技術評価点算出のため、第2の競争参加資格及び別表1の評価基準に留意のうえ、技術資料等を次のとおり作成し、提出すること。
なお、作成に当たっては、下表によるほか、別添「技術資料等作成における注意事項」を参照すること。

証明（評価）事項等		提出様式名	添付資料
1	表紙	別記様式1	—
2	企業に対する評価及び要件等		
	(1) 同種工事の施工実績	別記様式2	・ CORINSデータの写し ・ 契約書の写し等
	(2) 総合評定値(P点)		・ 総合評定値通知書の写し(審査基準日が令和6年10月1日～令和7年9月30日の間で直近のもの)
	(3) 工事成績評定点	別記様式3	・ 工事成績評定点通知書
3	配置予定技術者に対する評価及び要件等		
	(1) 保有する資格等	別記様式4	・ 免許等の写し ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等（該当する者について、しるし等でわかるように表記すること。また、基礎年金番号等の照明に不要な個人情報を黒塗りすること。）
	(2) 同種工事の施工経験		・ CORINSデータの写し(契約書の写し) ・ 現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し
	(3) 継続教育(CPD)の取組の有無		・ 学習履歴証明書
4	地域貢献		
	(1) 地域内における本店の所在地		・ 直近の総合評定値通知書の写し
	(2) 防災活動への貢献状況		・ 本市と災害時等における緊急作業等についての協定書の写し
	(3) ボランティア活動の状況	別記様式5	—
	(4) 市内企業の活用	別記様式6	—
5	建設業法に基づく経営事項審査		
	(1) 有効な経営事項審査等	別記様式2	・ 直近の総合評定値通知書の写し

- ※1 添付資料については、上記のほか、技術評価の内容及び競争参加資格の内容が確認できる客観的資料に換えることができる。
- ※2 提出様式を提出しない場合(未記入及び評価内容が確認できない様式の場合を含む。)又は提出された資料で評価内容が確認できない場合は、該当するものがないものとし、評価点が一番低いものに該当するものとする。ただし、別記様式2の未提出又は未記入等については、欠格とする。
- ※3 別記様式1又は競争参加資格に係る様式の未提出(未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む。)、若しくは提出された資料で競争参加資格を有していることが確認できない場合は、入札を無効とする。
- ※4 技術資料、競争参加資格証明資料及び添付資料は、兼ねることができる。
- ※5 提出するファイルの保存形式は、PDF形式に限るものとし、PDF形式以外の形式(圧縮ファイル含む)で提出された場合は、入札を無効とする。
- ※6 提出された技術資料等は、技術評価点の算出及び競争参加資格の確認以外に使用しない。また、提出された技術資料等は返却しない。

第7 総合評価に関する事項等

1	総合評価の方法	入札に参加しようとする者は、第6に掲げる技術資料を提出することとし、提出された技術資料に基づき、2により評価値を算出し評価する。
2	評価項目及び評価基準	評価項目及び評価基準は別表1によるものとする。 (1) 評価値の算出方式 評価値は、次の算出方式により算定する。 ア 評価値＝技術評価点／入札価格×(定数 1,000,000) イ 技術評価点＝標準点＋加算点＋ 施工体制評価点 なお、入札価格の単位は円とする。また、加算点は小数第1位まで表示し、評価値は小数第5位まで表示する(第6位を四捨五入)。 (2) 技術評価点 競争参加資格を満たす入札参加者全員に標準点(100点)を与え、さらに別表1により評価した評価項目について、10点の範囲で加算点及び入札価格に応じて15点の施工体制評価点を加える。 (3) 加算点の算出方法 別表1の評価項目及び評価基準に基づき、それぞれの得点合計に応じて、10点を最高点として換算して求められる点数を加算点とする。 (4) 施工体制評価点の算出方法 入札価格が低入札価格調査基準価格以上の場合は15点とし、低入札価格調査基準価格未満の場合は0点とする。

第8 入札参加資格事項等の共通事項

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	指名停止の有無	豊後大野市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(平成17年豊後大野市告示第65号)に基づく指名停止期間中でないこと。
3	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4	倒産手続等の有無	破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年 法律第225号)の規定に基づく申立てがなされていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
5	関連会社等の参加	本案件に関連会社が入札に参加していないこと。(同一の共同企業体に構成員として参加する場合を除く。) なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。 (i) 資本関係 ① 親会社と子会社の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合 ② 親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合 ③ 協同組合等とその構成員(組合員)等の関係 協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、市の入札参加資格を有している場合に限る。 (ii) 人的関係 ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合に限る。 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。 ・ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合は除く。 ・会社等の役員は、取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。 なお、個人にあつては事業主、市外に本店を有する者にあつて豊後大野市との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長(支店長や営業所長等)を含む。 ※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが最低価格入札者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

第9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争入札参加資格がないと認められた者は、第10の3(5)の通知の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができるものとする。なお、説明の請求は書面(様式自由)を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。 提出場所は、第3の1に同じ。
2	回答	1の書面を提出した者に対しては、競争入札委員会の議を経たうえで書面により回答する。なお、回答は1の請求期限の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、行うものとする。

第10 その他の事項

1	入札保証金及び契約保証金	(1) 入札保証金 免除 (2) 契約保証金 納付 ただし、利付国債の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
2	開札の立会い	(1) 入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができる。 (2) 詳細は「豊後大野市電子入札立会要領」による。
3	事後審査及び落札者の決定方法	(1) 競争参加資格の確認は、開札し、評価値が決定した後に行うものとする。 (2) 開札後は、落札者の決定を保留する。 (3) 評価値決定後、入札参加者から提出された競争参加資格証明資料を予定価格の制限の範囲内をもって申し込みをした者のうち、最高評価値者について審査し、最高評価値者が競争参加資格を満たしていると確認した場合には、最高評価値者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内をもって申し込みをした他の者のうち、最高の評価値の者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。(なお、次順位者が競争参加資格を満たしていない場合は、順に同様の手続を行う。) (4) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。 (5) (3)により競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。 (6) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に行うものとする。ただし、評価値の最も高い者が競争参加資格を満たしていない場合又は低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。 (7) (3)により落札者が決定した場合は、直ちに、入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。
4	入札の無効等	(1) 入札の無効の取り扱い 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札開始前の注意事項並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。 (2) 談合情報の取り扱い ① 総合評価における談合の認定基準 談合情報の落札予定者の入札価格が最低価格入札者の入札価格(調査基準価格未満を除く。)と一致している場合は、事情聴取等の調査を実施する。ただし、最終的な入札結果の落札者と談合情報の落札予定者が一致しない場合は談合とは認定しない。 ② 談合があったと認定した場合の対応 公正入札調査委員会が談合があったと認定した場合は、豊後大野市契約規則第28条第2号を適用し、当該入札を無効とし、一般競争入札の場合にあっては、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度、入札公告を行う。
5	支払い条件	各年度における請負代金の支払限度額 令和8年度 0円 令和9年度 契約額より前年度までの支払額を差し引いた額 (ただし、予算の都合により変更の可能性あり)
6	低入札価格調査を受けた者との契約に係る契約保証金及び前金払	低入札価格調査を受けた者との契約については契約の保証の額を請負代金の10分の3以上とする。また、前金払においては請負代金の10分の2以内とする。
7	再苦情申立て	第9の2の通知を受理した者であって、回答書による説明に不服がある者は、契約担当者を経由し、市長に対して再苦情の申立てを行うことができる。
8	その他	(1) 資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 (2) 契約担当者は、入札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。なお、イの要件のうち、第2の2に定める配置予定技術者に係る要件を満たさなくなった場合は、別添「技術資料等作成における注意事項」3の(4)により取り扱うものとする。 ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき(要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。) イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。 (3) 契約担当者は、落札決定後に落札者が指名停止措置に基づく指名停止措置を受けた場合(要領に基づく指名措置要件に該当する場合に至った場合を含む。)において、指名停止措置が重大であると認められるときは、落札決定の取消し又は契約の解除を行うことができるものとする。 (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合、(第8の2の場合は除く。)は本契約までの間に落札者が(2)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消しを行うものとする。 (5) 契約担当者は、契約締結後に契約者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合、(第8の2の場合は除く。)は契約の解除を行うことができるものとする。 (6) 最低価格入札者、落札候補者、落札者及び契約者は、入札後に(2)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。 また、(2)から(5)までの入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約の解除等について、契約担当者は損害賠償の責を一切負わないものとする。 (7) 豊後大野市契約規則第23条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とするところがある。 (8) 当該工事に係る下請負契約については、豊後大野市に本店を有している者を優先して活用するよう努めること。 (9) 当該工事に係る工事用資材及び用品等については、豊後大野市で調達するよう努めること。

別添

技術資料等作成における注意事項

証明事項等		提出様式	注意事項
1	表紙	別記様式1	当該様式が添付されていない場合は、競争参加資格を満たしていないこととし、入札を無効として取り扱う。 なお、紙媒体により提出する場合は、必ず代表者(委任者)印を押印すること。
2	企業に対する評価及び要件等		
	(1) 同種の工事の施工実績	別記様式2	第2の3の(3)に係る競争参加資格又は別表1の評価基準の対象となる同種工事の内容等について、別記様式2に記載すること。(競争参加資格の対象となる工事と評価基準の対象となる工事が同一の場合、記載する工事は一件だけで良い。) また、記載した事項について、競争参加資格及び評価内容が確認できるようC O R I N Sデータ(「登録内容確認書」等J A C I Cの証明印のあるものに限る。)の写し、契約書の写し等客観的な資料を添付すること。※契約書の写しの場合は、競争参加資格及び評価内容が確認できる書類(設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し等)を併せて提出すること。 なお、当該様式が添付されていない場合(競争参加資格又は評価項目に係る事項について、記載されていない場合を含む。)及び提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は入札は無効とし、評価内容の確認ができない場合は最も低い評価点に該当するものとして取り扱う。
	(2) 総合評定値(P点)		第2の3の(4)に係る総合評定値(P点)について、別記様式2に記載すること。(審査基準日が令和6年10月1日～令和7年9月30日の間とするもので直近のもの。) 総合評定値通知書の写しを提出すること。
	(3) 工事成績評定点	別記様式3	(1) 過去5年間に完成検査を受けた工事に係る工事成績評定点及びその平均値について、別記様式3に記載すること。なお、当該様式の提出がない場合及び記載がされていない場合は、対象となる工事成績評定点がないものとみなす。 (2) 記載にあたっては、次の要領に従って作成すること。 ① 大分県(土木建築部・教育庁(教育財務課))、芸短大及び看護大が発注し、令和3年4月1日から令和8年3月31日の間に完成検査を受けた管工事について記載すること。 ② 豊後大野市が発注し、令和3年4月1日から令和8年3月31日の間に完成検査を受けた管工事について記載すること。 ③ 記載すべき工事を記載していないもの及び対象外の工事を記載しているもの(以下「記載もれ等」という。)の場合の評価の方法は、次のとおり取り扱う。 i 記載もれ等の結果、評定点に変更がない場合は、記載された工事により評定点を算定する。 ii 記載もれ等の結果、下位の評定点に該当することとなる場合は、記載された工事により評定点を算定する。 iii 記載もれ等の結果、上位の評定点に該当することとなる場合は、評価基準のうち一番低いものに該当するものとする。 ④ 共同企業体の構成員として施工した工事の成績も含むものとする。 ⑤ 件数が多いため、様式が複数枚に及ぶ場合には、「総件数」欄及び「平均値」欄は、最後の様式のみに記載すること。なお、平均値は、小数第2位を切捨とする。 ⑥ 対象となる工事成績評定点がない場合は、実績なしと記載すること。なお、平均値は74点未満とみなす。 ⑦ 記載すべき工事成績評定点を記載していない場合は、虚偽の記載とされる場合があるので注意すること。 ⑧ 公告日以前に令和3年4月1日から令和8年3月31日に完成検査を受けた工事の工事成績評定点に関する修正通知があった場合は、修正通知に記載された工事成績評定点を記載すること。なお、記載が異なる場合の取り扱いは上記③に記載したとおりとする。 ⑨ 合併等をしている場合は、対象となる消滅会社等の工事成績評定点を含めて記載すること。なお、記載が異なる場合の取り扱いは上記③に記載したとおりとする。

証明事項等		提出様式	注意事項
3	配置予定技術者に対する評価及び要件等		
(1) 保有する資格	別記様式4	第2の2に係る競争参加資格等について別記様式4に記載すること。 また、記載した事項について、競争参加資格が確認できるよう免許等の写し及び健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等（該当する者について、しるし等でわかるように表記すること。また、基礎年金番号等の照明に不要な個人情報を書き塗りすること。）を添付すること。 なお、提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は、入札を無効とする。	
(2) 同種工事の施工経験		別表1の評価基準の対象となる同種工事の施工経験等について別記様式4に記載すること。 ※工期の途中で技術者の変更があった場合は、全体工期の1/2以上の期間(全体工期が1年以上の場合は6か月以上)について従事している場合に限り評価する。(工場製作の過程を含む工事においては上記にかかわらず、現地施工に係るすべての期間について従事している場合に限り評価する。) また、記載した事項について、評価内容が確認できるようCORINSデータ(「登録内容確認書」等JACICの証明印のあるものに限る。)の写し、契約書の写し、現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し等の資料を添付すること。※契約書の写しの場合は、評価内容が確認できる書類(設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し等)を併せて提出すること。 ただし、提出された資料により、評価内容の確認ができない場合は最も低い評価点に該当するものとする。 なお、現場代理人としての経験については、下記のとおり取り扱う。 技術評価については、現場代理人として配置された時点で「別紙2」に記載のある当該業種に応じた資格を有していた場合は評価の対象とする。	
(3) 継続教育(CPD)の取組の有無		別表1の評価基準に留意のうえ、配置予定技術者に係る過去1年間の継続教育(CPD)の取組状況【※(一財)建設業振興基金、(公社)日本建築士会連合会、(公社)空気調和・衛生工学会に係るものに限る。】について、別記資料4に記載するとともに、学習履歴証明書を提出すること。 なお、証明書の証明日は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれているものに限る。 また、取得単位数については、証明日から過去1年間のユニット数により評価する。	
(4) 配置予定技術者の評価方法及び記載に係る注意事項		①配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載する場合 評価については、評価点の最も低い技術者により評価する。(工場製作の過程を含む工事は、現地施工に配置する技術者のみを評価する。) ただし、複数の候補技術者を記載した場合において、第2の2に掲げる要件を満たしていない(満たしていることが確認できない場合を含む。)技術者を記載していた場合、当該技術者は配置予定の技術者として認めないものとし、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。(※記載した技術者のすべてが配置予定技術者として認められない場合は、競争参加資格を満たしていないものとし、入札を無効として取り扱う。) ②同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合 入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなった場合は、開札予定日時まで、発注者に対しその旨を記載した書面(任意様式)を提出すること。(開札後の書面提出は受け付けない。)なお、この場合の入札は無効扱いとする。 ただし、前記書面を提出することなく、落札(予定)者となり、配置予定技術者を配置することができない場合(病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。)は、指名停止要領に基づく指名停止を行う。	
(5) 配置予定技術者の雇用関係等について		競争参加資格証明資料提出日以前3か月以上前に雇用された者であること。	
4	地域貢献等		
(1) 地理的条件	—	下記5の総合評価値通知書の写しにより、本店所在地を確認する。 なお、通知後、所在地に変更があった場合は、当該事実が確認できる資料(建設業法第11条の規定に基づく変更届出書写し等)を併せて提出すること。	
(2) 防災活動への貢献の状況	—	公告日現在、豊後大野市との防災(災害)協定書の写しを提出すること。	
(3) ボランティア活動の状況	別記様式5	豊後大野市内におけるボランティア活動実績を、別記様式5に記入のうえ提出すること。	
(4) 市内企業の活用計画	別記様式6	当該工事に係る市内企業の活用計画について、別記様式6に記載すること。評価対象は1次下請契約とする。 なお、当該様式の未提出及び未記入等の場合は、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。 ※市内企業とは、豊後大野市内に建設業法上の主たる営業所(本店)を有する企業とする。市外に主たる営業所(本店)があり、市内に支店、営業所等がある企業は、ここでの市内企業には当たらない。	
5	建設業法に基づく経営事項審査		
(1) 有効な経営事項審査等	別記様式2	開札予定日現在で有効な経営事項審査を受けていることを確認するため、直近の経営事項審査に係る総合評価値通知書の通知年月日及び審査基準日を別記様式2に記載し、総合評価値通知書の写しを提出すること。	
6	自己採点表		
(1) 自己採点表	別記様式7	別表1の評価基準を十分に確認のうえ、採点の誤りや記入漏れがないよう注意し提出のこと。	

別添 配置予定技術者の兼務等

本工事の配置予定技術者の兼務等は下記の事項のとおり取り扱う。

共通事項

兼務の該当の可否	各種事項により技術者の兼務を予定している場合は、該当の可否を公告等に対する質問の受付期間内に発注者へ確認してください。
----------	---

建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置

本案件は、建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）の配置に係る対象工事です。なお、同一の監理技術者等は建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）を活用した工事現場と建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）を活用した工事現場を兼務できない。

1 配置の取扱い	本工事で、監理技術者等の配置を行う場合は以下の（１）～（９）の要件を全て満たさなければならない。
	（１） 各建設工事の請負代金額が１億円未満であること。
	（２） 建設工事の工事現場間の距離が、監理技術者等が一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね片道２時間以内であること。
	（３） 各建設工事の下請次数が３次以内であること。
	（４） 当該工事現場に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を各工事現場に置くこと。
	（５） 当該工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
	（６） 当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
	（７） 監理技術者等が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
	（８） 兼務する建設工事の数は２件までであること。
	（９） 兼務できる工事は 豊後大野市内 の工事であること。
2 提出書類	本工事に監理技術者等の配置をする場合、落札決定後、現場代理人等通知書等の提出時と併せて以下の書類の提出を求める。
	（１） （別記様式１）「建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の兼務届」
	（２） （別記様式２）「省令17条の2に基づく人員の配置を示す計画書（建設業法第26条第3項第1号：専任特例1号）」

建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者の配置

本案件は、建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）の配置に係る対象工事です。

1 配置の取扱い	（１） 営業所技術者等が置かれている営業所で契約締結された建設工事であること。
	（２） 当該建設工事の請負代金額が１億円未満であること。
	（３） 営業所技術者等を置こうとする営業所と工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね片道２時間以内であること。
	（４） 当該建設工事の下請次数が３次以内であること。
	（５） 営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を営業所及び工事現場に置くこと。
	（６） 各工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
	（７） 当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。

	(8)	営業所技術者等が営業所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
	(9)	兼務する建設工事の数は1件までであること。
	(10)	兼務できる工事は豊後大野市内の工事であること。
	(11)	営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な関係にあること。
2 提出書類		本工事に営業所技術者等の配置をする場合、落札決定後、現場代理人等通知書等の提出時と併せて以下の書類の提出を求める。
	(1)	(別記様式1)「建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者等の兼務届」
	(2)	(別記様式2)「省令17条の5に基づく人員の配置を示す計画書(建設業法第26条の5)」

建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置(※予定価格2億円未満の場合)

本案件は、建設業法第26条第3項第2号(専任特例2号)の規定の適用を受ける監理技術者(以下「専任特例2号による監理技術者」という。)及び監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の配置に係る対象工事です。

1 配置の取扱い		本工事で、専任特例2号による監理技術者の配置を行う場合は以下の(1)～(10)の要件を全て満たさなければならない。
	(1)	監理技術者補佐を専任で配置できること。
	(2)	監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
	(3)	監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
	(4)	同一の専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものは、これら複数の工事を一の工事とみなす。
	(5)	専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事は、豊後大野市内の工事であること。
	(6)	専任特例2号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会い等の職務を適正に遂行することができること。
	(7)	専任特例2号による監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
	(8)	監理技術者補佐が担う業務等を明らかにすること。
	(9)	現場の安全管理体制にて、専任特例2号による監理技術者が統括安全衛生責任者を兼ねていないこと。
	(10)	既発注工事等との兼務について、既発注工事等発注者と兼務ができる確認がとれていること。
2 提出書類		本工事に専任特例2号による監理技術者の配置をする場合、落札決定後、現場代理人等通知書等の提出時と併せて以下の書類の提出を求める。
	(1)	(別記様式1)「建設業法第26条第3項2号(専任特例2号)の規定の適用を受ける監理技術者の兼務届」
	(2)	専任特例2号による監理技術者及び監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格などの合格証など)
	(3)	専任特例2号による監理技術者及び監理技術者補佐の直接かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し等)
	(4)	専任特例2号による監理技術者が兼務する工事のコリンズ(CORINS)の写し等
	(5)	上記第1(6)～(9)の要件を満たす業務分担、連絡体制等を記載した書類(任意様式)

(別 添)

関連工事の入札が不調・不落札となった場合 の取扱いについて【注意事項】

本案件「令和8年度 市原住宅4期建替（機械設備）工事」について、関連工事となる下記工事の入札が不調・不落札となった場合は、本案件の入札を取り止めとする。

(関連工事)

工 事 名 令和8年度 市原住宅4期建替（建築主体）工事

公 告 日 令和8年8月10日

開札予定日 令和8年9月8日

評価対象となる発注機関

●国又は地方公共団体

令和8年4月1日現在

名 称	根 拠 法	名 称	根 拠 法
国	—	地方公共団体	—

●その他の公共機関

名 称	根 拠 法	名 称	根 拠 法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法 (昭和47年法律第31号)	公益財団法人JKA	建設業法施行規則第18条
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力 銀行法(平成23年法律第39号)	国立研究開発法人 科学技術振興機構	
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫 法(平成19年法律第57号)	国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発 機構	
港務局	港湾法	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	
国立大学法人	国立大学法人法 (平成15年法律第112号)	国立研究開発法人 理化学研究所	
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法 (昭和23年法律第129号)	首都高速道路株式会社	
水害予防組合	水害予防組合法 (明治41年法律第50号)	消防団員等公務災害補償等共済 基金	
水害予防組合連合		新関西国際空港株式会社	
大学共同利用機関法人	国立大学法人法	地方競馬全国協会	
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法 (平成19年法律第64号)	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社	
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法 (平成25年法律第29号)	東京地下鉄株式会社	
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法 (昭和40年法律第124号)	東京湾横断道路建設事業者	
地方税共同機構	地方税法	独立行政法人環境再生保全機構	
地方道路公社	地方道路公社法 (昭和45年法律第82号)	独立行政法人勤労者退職金共済 機構	
地方独立行政法人	地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号)	独立行政法人中小企業基盤整備 機構	
独立行政法人(その資本の金額 若しくは出資金額の全部が国若 しくは地方公共団体の所有に属 しているもの又はこれに類するも のとして、財務大臣が指定をした ものにかぎる。)	独立行政法人通則法(平成11年法律 第103号)及び同法第1条第1項(目的等) に規定する個別法	独立行政法人農業者年金基金	
		中日本高速道路株式会社	
		成田国際空港株式会社	
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和47年法律第66号)	西日本高速道路株式会社	
土地改良区	土地改良法 (昭和24年法律第195号)	日本私立学校振興・共済事業団	
土地改良区連合		日本たばこ産業株式会社	
土地区画整理組合	土地区画整理法 (昭和29年法律第119号)	農林漁業団体職員共済組合	
日本下水道事業団	日本下水道事業団法 (昭和47年法律第41号)	阪神高速道路株式会社	
日本司法支援センター	総合法律支援法 (平成16年法律第74号)	東日本高速道路株式会社	
日本中央競馬会	日本中央競馬会法 (昭和29年法律第205号)	本州四国連絡高速道路株式会社	
日本放送協会	放送法(昭和25年法律第132号)	日本電信電話株式会社等に関する 法律(昭和59年法律第85号)第1条 第1項に規定する会社及び同条第2 項に規定する地域会社	
日本年金機構	日本年金機構法 (平成19年法律第109号)		
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法(平成24年法律 第25号)	旅客鉄道株式会社及び日本貨物 鉄道株式会社に関する法律(昭和 61年法律第88号)第1条第3項に規 定する会社	

現場代理人としての施工経験、工事成績が評価対象となるための資格一覧表

発注業種に応じた「●」印がある資格を保有していた場合のみ評価対象となる。

資格区分	建設業の種類																									
	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	銅	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水
監理技術者資格	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
一級建設機械施工管理技士	●				●								●													
一級土木施工管理技士	●				●	●					●		●	●			●								●	●
一級建築施工管理技士		●	●	●	●	●	●			●	●	●			●	●	●	●	●		●				●	●
一級電気工事施工管理技士								●																		
一級管工事施工管理技士									●																	
一級電気通信工事施工管理技士																						●				
一級造園施工管理技士																							●			
一級建築士		●	●				●			●	●								●							
技術士 建設 (「鋼構造及びコンクリート」以外)	●				●			●				●	●										●			●
技術士 総合技術監理:建設 (「鋼構造及びコンクリート」以外)	●				●			●				●	●										●			●
技術士 建設:「鋼構造及びコンクリート」	●				●			●			●	●	●										●			●
技術士 総合技術監理:建設 「鋼構造及びコンクリート」	●				●			●			●	●	●										●			●
技術士 農業「農業農村工学」	●				●																					
技術士 総合技術監理:農業 「農業農村工学」	●				●																					
技術士 電気電子 ※選択科目は問わない								●														●				
技術士 総合技術監理「電気電子」 ※選択科目は問わない								●														●				
技術士 機械 (「熱・動力エネルギー機器」「流体機器」以外)																				●						
技術士 総合技術監理:機械 (「熱・動力エネルギー機器」「流体機器」以外)																				●						
技術士 機械 「熱・動力エネルギー機器」「流体機器」									●											●						
技術士 総合技術監理:機械 「熱・動力エネルギー機器」「流体機器」									●											●						
技術士 上下水道 (「上水道及び工業用水道」以外)									●																●	
技術士 上下水道:総合技術監理 (「上水道及び工業用水道」以外)									●																●	
技術士 上下水道 「上水道及び工業用水道」									●														●	●		
技術士 総合技術監理:上下水道 「上水道及び工業用水道」									●														●	●		
技術士 水産「水産土木」	●				●								●													
技術士 総合技術監理:水産 「水産土木」	●				●								●													
技術士 森林「林業・林産」																							●			
技術士 総合技術監理:森林 「林業・林産」																							●			
技術士 森林「森林土木」	●				●																		●			
技術士 総合技術監理:森林 「森林土木」	●				●																		●			
技術士 衛生工学 (「水質管理」「廃棄物管理」 「廃棄物・資源循環」以外)									●																	
技術士 総合技術監理:衛生工学 (「水質管理」「廃棄物管理」 「廃棄物・資源循環」以外)									●																	
技術士 衛生工学「水質管理」									●																●	
技術士 総合技術監理:衛生工学 「水質管理」									●																●	
技術士 衛生工学 「廃棄物・資源循環」									●																●	●
技術士 総合技術監理:衛生工学 「廃棄物・資源循環」									●																●	●

※旧技術部門科目も監理技術者資格要件に該当します。

【単体】 評価項目及び評価基準採点表

対象工事 : 令和8年度 市原住宅4期建替（機械設備）工事

評価視点		評価項目	配点	評価基準
企業	企業の施工実績	過去10年間（平成28年4月1日から技術資料等提出期限の日）の同種工事(管工事)の施工実績の有無 ※建築工事は請負代金額2千5百万円以上の管工事に限る。 ※看護大発注工事は平成30年4月1日以降履行したものに限る。	1.5	国、大分県（芸短大、看護大含む）又は豊後大野市発注工事の実績あり
			0.8	国、大分県（芸短大、看護大含む）又は豊後大野市発注工事以外の公共工事の実績あり
			0.0	上記以外
		過去5年間の工事成績評定点の平均値 ※評価期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日 ※工事成績は①大分県土木建築部、教育庁（教育財務課）、芸短大、看護大及び②豊後大野市発注の管工事に限る。 ※上記①及び②の平均値のうち、高い数値を採用する。	1.5	82点以上
			1.0	78点以上82点未満
			0.5	74点以上78点未満
			0.0	上記以外(成績なし)
	加算点小計		3.0	
	企業の技術力	過去10年間（平成28年4月1日から技術資料等提出期限の日）に履行した同種工事（管工事）の施工経験の有無 ※建築工事は請負代金額2千5百万円以上の管工事に限る。 ※看護大発注工事は平成30年4月1日以降履行したものに限る。		主任(監理)技術者又は現場代理人として従事
			1.5	国、大分県（芸短大、看護大含む）又は豊後大野市発注工事の実績あり
			0.8	国、大分県（芸短大、看護大含む）又は豊後大野市発注工事以外の公共工事の実績あり
			0.0	上記以外
		主任（監理）技術者の保有する資格	1.0	1級管工事施工管理技士の資格保有
			0.5	2級管工事施工管理技士の資格保有
			0.0	上記以外(成績なし)
		CPD(継続教育)の取組状況 ※（一財）建設業振興基金、（公社）日本建築士会連合会、（公社）空気調和・衛生工学会の研修による能力開発の取得単位に限る。	0.5	取組あり(各団体推奨ユニット数以上)
			0.0	上記以外
	加算点小計		3.0	
地域・社会貢献度	地理的条件(地域精通度)	建設業法上の主たる営業所(本店)の所在地	1.5	豊後大野市内に所在
			0.0	上記以外
	防災活動等による貢献	防災協定締結の有無	0.5	豊後大野市との協定あり
			0.0	上記以外
	市内企業の活用	当該工事の豊後大野市内企業の活用計画 ※豊後大野市内企業とは豊後大野市内に本店があるもの	1.5	豊後大野市内企業の1次下請の活用計画が2者以上あり、その合計金額が500万円以上である。
			0.8	豊後大野市内企業の1次下請の活用計画が1者以上あり、その合計金額が300万円以上である
			0.0	上記以外
	ボランティア活動による貢献	ボランティア活動実績の有無 （令和7年4月1日から公告日までに活動した実績）	0.5	豊後大野市内で実績がある
			0.0	上記以外
	加算点小計		4.0	
加算点合計			10.0	
施工体制評価点			15.0	入札価格が低入札価格調査基準価格以上
			0.0	上記以外
合 計			25.0	

市内業者優先発注等について

豊後大野市では、かねてより建設工事の発注にあたりまして、本市経済の活性化及び市内業者（豊後大野市内に主たる営業所がある者）の育成・振興を図る観点から、できる限り市内業者に発注するよう努めております。

登録業者各位におかれましては、このような本市の考え方について、ご理解とご協力をいただき、本市発注工事を受注された際には、市内業者のより一層の受注機会の確保について、特段のご配慮を賜りたく、下記事項について十分努力されるようお願い申し上げます。

1. 本市発注工事の施工に際し、下請発注する場合は、市内業者を活用するよう努めて下さい。

2. 工事を下請発注する場合は、建設業法に従い適正な価格で請け負わせること、及び下請代金を適正な期間内に支払うこと等、下請契約及び下請代金支払の適正化に努めて下さい。

3. 施工に必要な工事資材、建設機械等を購入又は借入する場合は、市内業者を活用するよう努めて下さい。

競争参加資格証明資料及び技術資料の提出について

豊後大野市長 川 野 文 敏 殿

住 所
 商 号 又 は 名 称
 代 表 者 氏 名
 (電子入札システムにより提出する場合、代表者印は省略可)

公告日： 令和8年8月31日

工事名: 令和8年度 市原住宅4期建替(機械設備)工事

上記工事に係る競争参加資格証明資料及び技術資料を下記のとおり提出します。

なお、公告に掲げる資格要件を満たすこと並びに資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

証明事項等 (競争参加資格及び技術評価項目)		提出様式名	添付資料
1	企業に対する評価及び競争参加資格等		
	(1) 同種の工事の施工実績	☐ 別記様式2	☐ ・CORINSデータの写し ☐ ・契約書の写し等 ☐ ・その他()
	(2) 総合評定値(P点)		☐ ・総合評定値通知書の写し(審査基準日が令和6年10月1日～令和7年9月30日の間で直近のもの。)
	(3) 工事成績評定点	☐ 別記様式3	—
2	配置予定技術者に対する評価及び要件等		
	(1) 保有する資格等	☐ 別記様式4	☐ ・免許等の写し ☐ ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等の写し ☐ ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等(該当する者について、しるし等でわかるように表記すること。また、基礎年金番号等の証明に不要な個人情報を黒塗りすること。) ☐ ・その他()
	(2) 同種工事の施工経験		☐ ・CORINSデータの写し(契約書の写し) ☐ ・現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し ☐ ・その他 ()
	(3) 継続教育(CPD)の取組の有無		☐ ・学習履歴証明書
3	地域貢献等		
	(1) 地域内における本店の所在地	—	☐ ・直近の総合評定値通知書の写し
	(2) 防災活動への貢献の状況	—	☐ ・防災協定書の写し等
	(3) ボランティア活動の状況	☐ 別記様式5	—
	(4) 市内企業の活用計画	☐ 別記様式6	—
4	建設業法に基づく経営事項審査		
	(1) 有効な経営事項審査等	(別記様式2)	☐ ・直近の総合評定値通知書の写し
5	自己採点方式		
	(1) 自己採点表	☐ 別記様式7	—

※提出する様式名及び添付資料について、□に✓(又は■)を記入すること。「その他」の場合は、資料名称についても記入すること。）

有効な経営事項審査を確認するため、直近の総合評定値通知書の写しを添付のうえ、提出すること。

なお、合併等により豊後大野市が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者は、総合評定値通知書の写しを添付のうえ、提出すること。

会社名:

別表1の評価基準に留意のうえ、同種工事の内容について記載すること。

- 1 同種工事の実績について、契約書の写し等内容が確認できる資料を添付すること。
- 2 IVで施工した工事については、出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認めるので協定書の写しを添付すること。

管工事に係る総合評定値(P点)を記載すること。

ただし、審査基準日を令和6年10月1日から令和7年9月30日とする総合評定値通知書のうち直近のものによる。

※総合評定値(P点) 点

直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書の通知年月日及び審査基準日を記載すること。

- ①通知年月日:(年 月 日)
②審査基準日:(年 月 日)

(注1) 総合評定値通知書の写しを添付のうえ、提出すること。

なお、合併等により豊後大野市が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者は、総合評定値通知書の写しを添付のうえ、提出すること。

過去5年間の工事成績評定点(平均値)

会社名: _____

番 号	発 注 者 名	工 事 名	契 約 金 額	検 査 年 月 日	工 事 成 績 評 定 点
				年 月 日	点
				年 月 日	点
				年 月 日	点
				年 月 日	点
				年 月 日	点
				年 月 日	点
				年 月 日	点
				年 月 日	点
				年 月 日	点
				年 月 日	点
総件数			件	平均値 (工事成績評定点の合計／総件数)	点

- ※平均値は、少数第2位を切捨とする。
- 大分県(土木建築部・教育庁(教育財務課))、芸短大及び看護大が発注し、令和3年4月1日から令和8年3月31日の間に完成検査を受けた工事について記載すること。
(※記載する工事は災害復旧事業の応急工事及び発注者から評価対象外と通知された工事を除く管工事に限る。)
 - 公告日以前に令和3年4月1日から令和8年3月31日に完成検査を受けた工事の工事成績評定点に関する修正通知があった場合は、修正通知に記載された工事成績評定点を記載すること。なお、記載が異なる場合の取り扱いとは技術資料等の作成における注意事項の工事成績評定点の項目に記載したとおりとする。

過去5年間の工事成績評定点(平均値)

会社名: _____

番 号	発 注 者 名	工 事 名	契 約 金 額	検 査 年 月 日	工 事 成 績 評 定 点
				年 月 日	点
				年 月 日	点
				年 月 日	点
				年 月 日	点
				年 月 日	点
				年 月 日	点
				年 月 日	点
				年 月 日	点
				年 月 日	点
				年 月 日	点
総件数			件	平均値 (工事成績評定点の合計／総件数)	点

- ※平均値は、少数第2位を切捨とする。
- 豊後大野市が発注し、令和3年4月1日から令和8年3月31日の間に完成検査を受けた工事について記載すること。
(※記載する工事は管工事に限る。)
 - 公告日以前に令和3年4月1日から令和8年3月31日に完成検査を受けた工事の工事成績評定点に関する修正通知があった場合は、修正通知に記載された工事成績評定点を記載すること。なお、記載が異なる場合の取り扱いとは技術資料等の作成における注意事項の工事成績評定点の項目に記載したとおりとする。

配置予定技術者に対する評価及び競争参加資格等

会社名: _____

- (1) 配置予定技術者の保有する資格等
第2の2に掲げる競争参加資格に留意のうえ、保有する資格等について記載すること。

配置予定技術者の氏名及び雇用年月日	主任(監理)技術者:		氏名			生年月日	年 月 日		
			雇用年月日	年 月 日					
法令による資格・免許	資格:	名称			取得年月日	年 月 日		登録番号	
	監理技術者資格者証:				取得年月日	年 月 日		登録番号	
	監理技術者講習:		講習修了年月日		年 月 日				

- (2) 同種工事の施工経験
別表1の評価基準に留意のうえ、同種工事の内容を記載すること。

同 種 工 事	—		評価対象	
	—		過去10年間(平成28年4月1日以降、技術資料等提出期限の日までに完成、引渡済みのもの)に履行した同種工事(管工事)の施工経験 ※請負代金額2千5百万円以上の管工事に限る。 ※看護大発注工事はH30.4.1以降履行したものに限る。	
工 事 名 称 等	工 事 名	—		
	発注機関	—		
	工事場所	—		(都道府県名)
	契約金額	—		
	工 期	—		○年○月○日～○年○月○日 (上記のうち従事した期間:○年○月○日～○年○月○日 ※途中交代があった場合のみ記入)
	発 注 形 態 等	—		☐ 単体 / ☐ JV (出資比率 %)
	CORINS登録番号	—		
従 事 役 職 等	—		☐ 現場代理人 ・ ☐ 主任(監理)技術者 ・ ☐ 監理技術者補佐 ※該当を選択のうえ、必要に応じて記載すること。	
	—		従事当時に有していた資格名称() 取得年月日(年 月 日) ※現場代理人としての経験の場合のみ記入。なお、上記「法令による資格・免許」で記載した「資格名称」と異なる場合は、当該免許等の写しを併せて添付すること。	
工事概要	—	—		
	—	—		
	—	—		
	—	—		
	—	—		
	—	—		

- (3) 継続教育(CPD)の取組の有無
配置予定技術者の継続教育(CPD)の取得状況について記載すること。
① 取組あり ☐ (ユニット) ※学習履歴証明書を添付すること。
② 取組なし ☐

- 【注意事項】
- 配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載する場合は、技術者ごとに作成すること。
 - 資格等証明資料については、確認できる検定試験合格証明書、監理技術者資格者証、講習修了証等の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係の証明資料(健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等)
 - 同種工事の経験については、従事時の役職内容が確認できる資料を添付すること。

ボランティア活動実績申告書

会社名: _____

公告日現在における、当社のボランティア活動実績は下記のとおりです。
(※該当する区分について、□にチェック(又は■)を記入するとともに、活動実績がある場合は①から④を記載すること。)

(1) 高齢化集落応援隊の活動実績

(※令和7年4月1日から公告日までの活動に限る。)

有 ☐ ①活動年月日 : 年 月 日

②活動場所 :

③活動人数 : 人(※2人以上の活動に限る。)

④活動内容 :

無 ☐

(2) 道路ふれあい月間の活動実績

(※土木事務所主催の令和7年4月1日から公告日までの活動に限る。)

有 ☐ ①活動年月日 : 年 月 日

②活動場所 :

③活動人数 : 人(※2人以上の活動に限る。)

無 ☐

(3) 河川・海岸愛護月間の活動実績

(※土木事務所主催の令和7年4月1日から公告日までの活動に限る。)

有 ☐ ①活動年月日 : 年 月 日

②活動場所 :

③活動人数 : 人(※2人以上の活動に限る。)

無 ☐

(4) 大分県森林づくりボランティア活動実績

(※令和7年4月1日から公告日までの活動に限る。)

有 ☐ ①活動年月日 : 年 月 日

②活動場所 :

③活動人数 : 人(※2人以上の活動に限る。)

④活動内容 :

無 ☐

(5) 土地改良施設愛護月間の土地改良施設愛護活動実績

(※令和7年4月1日から公告日までの活動に限る。)

有 ☐ ①活動年月日 : 年 月 日

②活動場所 :

③活動人数 : 人(※2人以上の活動に限る。)

無 ☐

※ 団体又は個人としての活動は、評価対象としない。(企業としての活動のみを評価する。)
また、評価対象の活動であるかどうか疑義がある場合は、事前に発注者に確認して下さい。
活動場所については、市内の場所がわかるように記入すること。

豊後大野市内企業の活用計画

会社名 : _____

本工事を施工するにあたり下記の豊後大野市内に本店がある企業を1次下請として活用する計画です。

一次下請業者 ① 住 所 : 企 業 名 : 代表者名 : 下請契約金額 : 下請工事内容 :
一次下請業者 ② 住 所 : 企 業 名 : 代表者名 : 下請契約金額 : 下請工事内容 :
一次下請業者 ③ 住 所 : 企 業 名 : 代表者名 : 下請契約金額 : 下請工事内容 :
一次下請業者 ④ 住 所 : 企 業 名 : 代表者名 : 下請契約金額 : 下請工事内容 :

自己採点表

工事名： 令和8年度 市原住宅4期建替(機械設備) 工事

会社名：

※下表の太枠内(自己採点欄)に、自社で評価した評価項目ごとの点数を記載すること。

評価視点		評価項目	評価基準	配点	自己採点	評価結果
企業 の 技 術 力	企業の施工実績	過去10年間(平成28年4月1日から技術資料等提出期限の日)の同種工事(管工事)の施工実績の有無 ※建築工事は請負代金額2千5百万円以上の管工事に限る。 ※看護大発注工事は平成30年4月1日以降履行したものに限る。	国、大分県(芸短大、看護大含む)又は豊後大野市発注工事の実績あり	1.5		
			国、大分県(芸短大、看護大含む)又は豊後大野市発注工事以外の公共工事の実績あり	0.8		
			上記以外	0.0		
		過去5年間の工事成績評定点の平均値 ※評価期間:令和3年4月1日～令和8年3月31日 ※工事成績は①大分県土木建築部、教育庁(教育財務課)、芸短大、看護大及び②豊後大野市発注の管工事に限る。 ※上記①及び②の平均値のうち、高い数値を採用する。	82点以上	1.5		
			78点以上82点未満	1.0		
			74点以上78点未満	0.5		
			上記以外(成績なし)	0.0		
	加算点小計			3.0		
	配置予定技術者の能力	過去10年間(平成28年4月1日から技術資料等提出期限の日)に履行した同種工事(管工事)の施工経験の有無 (評価対象となる技術者等の区分) ※建築工事は請負代金額2千5百万円以上の管工事に限る。 ※看護大発注工事は平成30年4月1日以降履行したものに限る。	①主任(監理)技術者又は現場代理人として従事			
			国、大分県(芸短大、看護大含む)又は豊後大野市発注工事の実績あり	1.5		
			国、大分県(芸短大、看護大含む)又は豊後大野市発注工事以外の公共工事の実績あり	0.8		
			上記以外	0.0		
		主任(監理)技術者の保有する資格	1級管工事施工管理技士の資格保有	1.0		
			2級管工事施工管理技士の資格保有	0.5		
			上記以外(成績なし)	0.0		
		CPD(継続教育)の取組状況 ※(一財)建設業振興基金、(公社)日本建築士連合会、(公社)空気調和・衛生工学会の研修による能力開発の取得単位に限る。	取組あり(各団体推奨ユニット数以上)	0.5		
			上記以外	0.0		
	加算点小計			3.0		
地域・社会貢献度	地理的条件(地域精通度)	建設業法上の主たる営業所(本店)の所在地	豊後大野市内に所在	1.5		
			上記以外	0.0		
	防災活動等による貢献	防災協定締結の有無	豊後大野市との協定あり	0.5		
			上記以外	0.0		
	市内企業の活用	当該工事の豊後大野市内企業の活用計画 ※豊後大野市内企業とは豊後大野市内に本店があるもの	豊後大野市内企業の1次下請の活用計画が2者以上あり、その合計金額が500万円以上である。	1.5		
			豊後大野市内企業の1次下請の活用計画が1者以上あり、その合計金額が300万円以上である	0.8		
			上記以外	0.0		
	ボランティア活動による貢献	ボランティア活動実績の有無 (令和7年4月1日から公告日までに活動した実績)	豊後大野市内で実績がある	0.5		
			上記以外	0.0		
	加算点小計			4.0		
加算点合計				10.0		

【留意事項】

「自己採点表」の作成にあたっては、別表の評価基準を十分に確認のうえ、採点の誤りや記入漏れがないように注意してください。

低入札価格調査制度について

◆この入札に係る工事は、低入札価格調査制度の対象工事です。

低入札価格調査制度とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項に基づく落札者決定に当たった例外方法の一つで、基準価格未満の入札を行った者に対し、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を行った上で、落札者の決定を行うものです。

豊後大野市低入札価格調査実施規程(平成17年豊後大野市訓令第45号)に基づいて行います。

- (1) あらかじめ、低入札価格調査を行うときの基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)及び失格基準を定めて入札を行います。
- (2) 入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に対応した入札金額内訳書の提出が必要です。
- (3) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札者の決定を保留して、その入札価格について調査を実施します。
- (4) 調査の結果によっては、最低価格入札者以外の者を落札者とする場合があります。

◆入札に参加するに当たっては、特に次のことに注意願います。

- (1) 調査の対象となった場合には、開札日から3日以内に、別に定める様式により所定の事項について資料を作成、提出していただき、事情聴取を実施します。
- (2) 調査に当たって事実と相違した内容の資料提出や説明を行った場合、その価格で応札した具体の根拠が示されない場合には、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当すると判断することがあります。
- (3) 「市の設計金額における各経費の額に次の割合を乗じて得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額」を下回る入札は、失格とする。

経 費 区 分	割 合	備 考
直 接 工 事 費	8 7 %	共通仮設費積上分を含む
そ の 他 経 費	7 4 %	共通仮設費率計上分、現場管理費及び一般管理費の合計額

- (4) 次の場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当すると判断されます。

- ・ 実際の施工にあたって、入札額に本社経費を充当する場合など、当該入札額により施工ができないもの
- ・ 提出された「入札金額内訳書」の単価・金額等について、明確な根拠が説明されない場合及び閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載した費目、施工名称、数量等に基づいて記載されていない場合
- ・ 下請発注予定部分における下請予定金額が、通常必要と認められる原価に満たないおそれがある場合において、建設業法第19条の3の規定(不当に低い請負代金の禁止)に違反しない旨の説明がない場合

◆低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とします。また、前金払においては請負代金額の10分の2以内とします。

入札価格の根拠資料について(低入札価格調査)

様式番号	提出書類	根拠となる資料の具体例
1	入札価格理由書	
2	工事費内訳書	単価根拠資料(下請見積書等) <u>※下請見積書は、法定福利費相当額を明示したものに限る。</u>
3-1	対象工事の場所の付近における手持ち工事の状況	間接費等の節減が可能となる工事 (CORINS工事カルテ等の根拠資料は提出不要)
3-2	対象工事に関連する手持ち工事の状況	同種工事等で使用機材等が重複するなど、コスト縮減が可能となる工事(CORINSの工事カルテ等の根拠資料は提出不要)
3-3	入札者の事業所、倉庫等の状況(対象工事の場所との地理的関連)	地図
3-4	手持資材の状況	施工で使用する資材の購入伝票、保管写真等
3-5	資材購入先及び購入先と入札者の関係	資材業者からの見積書、購入伝票等
3-6	手持ち機械の状況	施工で使用する重機の車検証等
4	労務者の具体的供給見通し	技術者、労務者の健康保険証の写等
5	過去5年間に施工した公共工事实績	国、大分県及び豊後大野市発注工事 (CORINS工事カルテ等の根拠資料は提出不要)
6	施工体系図	全ての下請業者を含む体系図にすること <u>※法定福利費相当額を明示した下請見積書を添付すること。</u>

※3-1、3-2、5で記載する対象工事の確認資料(CORINS工事カルテ等)は提出不要であるが、事情聴取時において内容確認する場合があるため、確認資料を会場に持参すること。

様式1

入 札 価 格 理 由 書

契約担当者 豊後大野市長 川野文敏 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名



1 工 事 名	
2 工 事 場 所	
3 入 札 金 額	
4 入札額決定理由	

商号又は名称

[illegible]

対象工事の場所の付近における手持工事の状況

商号又は名称

[illegible]

対象工事に関連する手持工事の状況

商号又は名称

[illegible]

様式3-3

入札者の事業所、倉庫等の状況(対象工事の場所との地理的関連)

商号又は名称 _____

1 事業所の所在地

2 資材置場の所在地

3 施行場所

4 事業所・資材置場
と施工場所の距離

事業所・資材置場と施行場所の距離が確認できる図面(延長、位置等を記載すること)

詳細図

手持資材の状況

商号又は名称

品名	規格・型式	単位	数量	備考

資材購入先及び購入先と入札者との関係

商号又は名称

品名	数量	購入先	
		業者名	所在地

(注) 業者名の下欄に、資材購入先と入札者との関係を記載すること。
例：関連会社、協力会社、下請会社等

労務者の具体的供給見通し

商号又は名称

[illegible]

公共工事施工実績

商号又は名称

[illegible]